

2008年12月11日

外務大臣 中曾根弘文 様

難民申請者の生活保障のための措置を求める申入れ

社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本
カトリック東京国際センター
社団法人 日本福音ルーテル社団
特定非営利活動法人 難民支援協会
全国難民弁護団連絡会議

2008年12月5日付共同通信配信記事及び申し入れ団体への難民申請者からの相談により、外務省が実施している難民申請中の生活困窮者への生活支援金（保護費）の支給が一部で停止されたことが明らかになりました。外務省人権人道課によると、支給は再開されたものの、今年度に必要とされる予算は確保されていないことから、難民申請者の生活保障のための新たな予算確保等の措置を強く求めます。

海外から迫害を逃れて日本に来て、保護を求める難民申請者は年々増加しています。2007年は816人の申請者でしたが、2008年はすでに1450人を越える難民申請がなされており、多くの人が保護を求めて日本へ来ています。

この急増に伴い、難民としての認定にかかる審査期間は延長傾向にあります。日本で難民認定の申請をした後、結果が出るまでには平均20ヶ月を要します¹。しかし、多くの難民申請者は就労を許可されず²、また生活保護も得ることができないため、外務省からの保護費はまさしく命綱となっています。実際に、多くは暖かい国々から来ている難民が、食べ物もなく、この寒空に放り出されるという悲惨な状況が目の前に迫ってきています。また、国民健康保険に入加入できないために治療費を支払えない難民が、保護費なしでは医療サービスを受けられない事態が発生してしまいます。

したがって、外務大臣に対し、下記を申し入れ致します。

記

1. 保護費の支給が今年度切れないよう、また来年度以降についても予算が十分確保されるよう、新たな措置を求めます。
2. 今後の保護費の支給が現在の生活保護と同等レベルで実施されるよう、さらなる見直しを求めます。

以上

¹ 参議院法務委員会議事録第3号(平成20年3月25日)より

² 難民申請者の就労に関しては、難民申請時の在留資格によって変わってきます。難民申請時に在留資格がある場合は、運用上は6ヶ月後に就労可能となります。申請時に在留資格がない場合には、仮滞在が許可されて数年が経過しても就労は認められていません。私たちとしては難民申請者の就労について、一定の条件下、許可するべきであるという立場をとっています。

【参考資料1】

国連人種差別撤廃委員会からの「最終所見」

日本

人種差別撤廃委員会第58会期(2001年3月6-23日)

CERD/C/58/Misc.17/Rev.3(将来的には CERD/C/58/CRP)

2001年3月20日 / 原文:英語

19. 委員会は、締約国が受け入れる難民の数が最近増加していることに留意しつつ、インドシナ難民と、その他の民族的出身を有する限定された数の難民に対して異なった取り扱い基準が適用されていることを懸念する。インドシナ難民は、滞在・居住施設、財政支援および国が資金を負担する日本語講座を利用しうる一方で、他の難民はかかる支援を原則として利用することはできない。委員会は、締約国に対して、すべての難民が、このようなサービスを平等に受けることができるよう確保するために必要な措置をとることを勧告する。これに関し、さらに、すべての庇護申請者がとくに、十分な生活水準および医療についての権利を有するよう確保することを締約国に勧告する。

「懸念事項および勧告」より

【用語解説】

■「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約、ICERD)

国連により採択された6つの主要人権条約の一つで、人種差別を取り上げる最も包括的な国際条約である。締約国の条項の遵守を監視する機関(人種差別撤廃委員会、CERD 後述)を設置している。現在 150 カ国を超える締約国をもつ。日本は 1995 年 12 月に加入した。

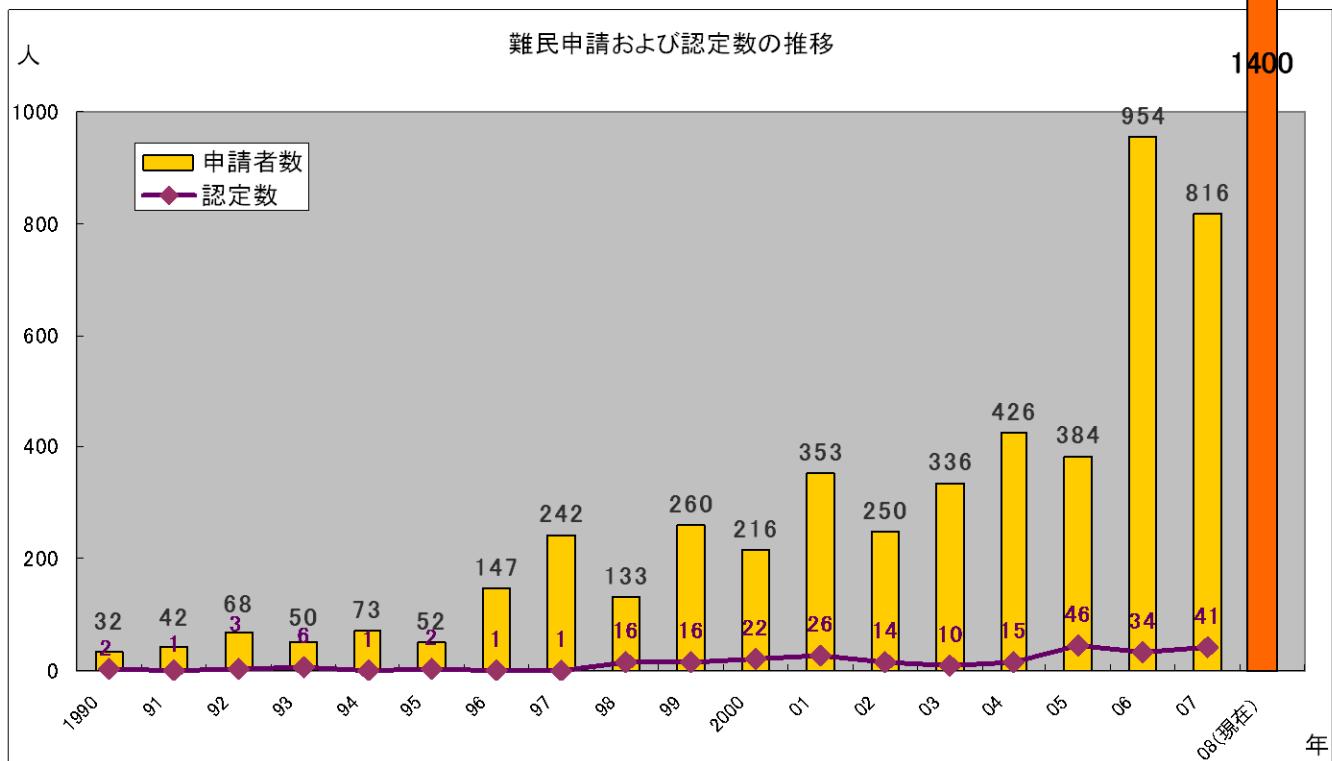
■人種差別撤廃委員会(CERD)

締約国によるICERD(前述)の条項の遵守を監視する責を担う専門家機関。ICERD 第 8 条に拠り設置されている。第 9 条は、締約国に対して、ICERD が効力を生じてから 1 年以内、以降 2 年毎、更に委員会から要請があったときの3つの場合に報告の義務を定めている。しかし、これは 1990 年第 38 会期委員会の決定により修正され、4 年毎の包括的報告書の提出及びその中間年の簡単な追加報告書の提出が義務付けられることとなった。またこの定期報告書審査以外にも、委員会は、報告書の提出が著しく遅滞している締約国の状況を報告書なしで検討する手続きを 1991 年第 39 会期より、そして予防措置としての早期警報・緊急手続きを 1994 年第 45 会期より、それぞれ始めている。

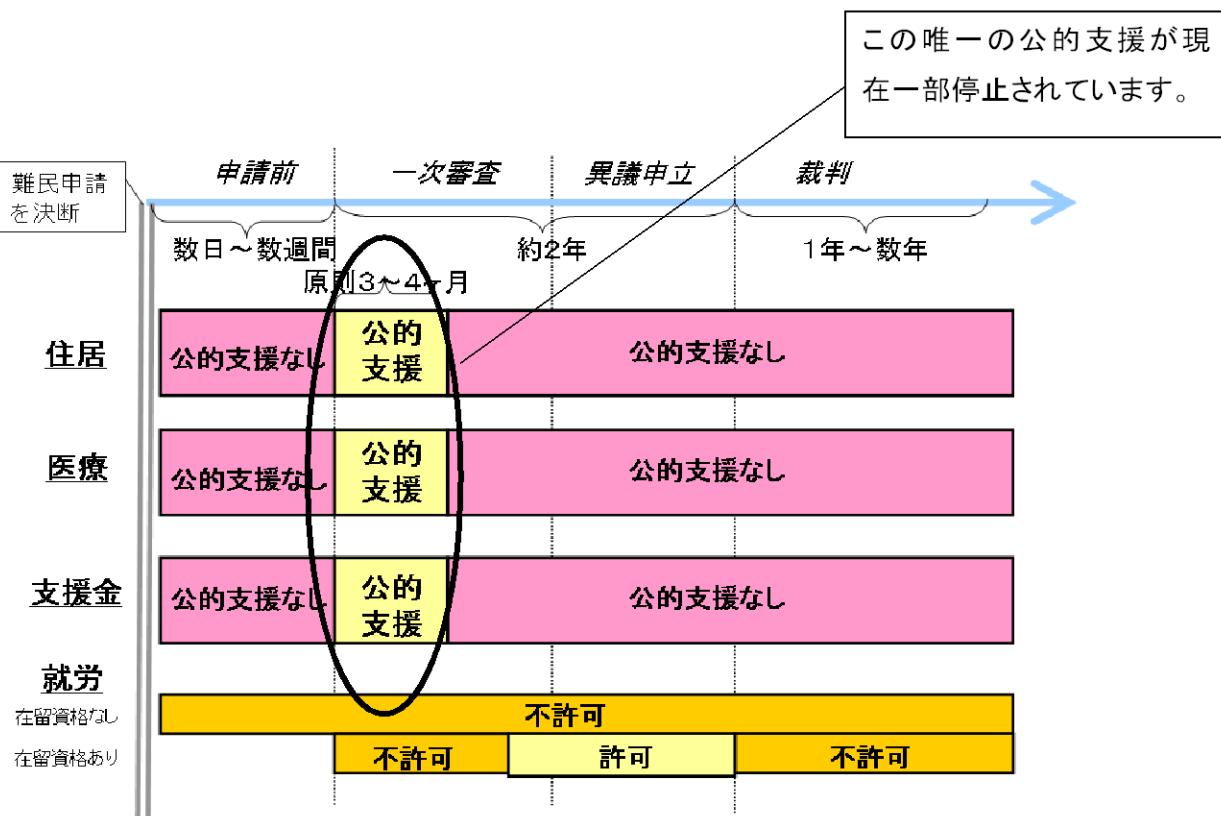
尚、人種差別撤廃委員会の日本政府報告審査に関する「最終見解」に対する日本政府の意見が提出されているが(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/iken.html>)、勧告を受けた難民および庇護希望者への箇所(パラ19)については触れられておらず、その問題を認めていると解される。

翻訳: 反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)発行『国連から見た日本の人種差別』より抜粋

【参考資料2 難民申請者数の推移】



【参考資料3 難民申請者の得られる生活支援】



【参考資料4 生活保護費と難民申請者に対する保護費】

生活保護

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	月額167,170円	月額130,680円
高齢者単身世帯(68歳)	月額80,820円	月額62,640円

※上記額に加えて、家賃、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。

※平成20年度生活扶助基準の例

出所:厚生労働省ホームページ

難民申請者に対する保護費

3人世帯(12歳以上二人、12歳未満一人)	月額116,250円
単身者	月額46,500円

※上記額に加えて、宿舎借料及び医療費が必要に応じ給付される。

難民申請者に対する保護費支給額

外務省は、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部を通じて、難民認定申請中の生活困窮者に対して生活支援金(保護費)を受給している。保護費の支給は原則4ヶ月だが、状況によっては延長も可能。

(1)生活費

12歳以上の大 人 日額1,500円

12歳未満の子供 日額 750円

(2)宿舎借料

単身者 月額40,000円

二人 月額50,000円

三人 月額55,000円

四人以上 月額60,000円

(3)医療費

必要に応じ実費を支給